

交通災害共済共済見舞金給付内容

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡	120万円 (旧100万円)
2等級	自動車損害賠償保障法施行令別表の等級区分第1級の各号に掲げる障害	70万円
3等級	自動車損害賠償保障法施行令別表の等級区分第2級の各号に掲げる障害	40万円 (新設)
4等級	治療を要した期間が7月を越え、かつ入院40日以上を含む実治療110日以上の上の傷害	18万円 (新設)
5等級	治療を要した期間が6月を越え、かつ入院30日以上を含む実治療90日以上の上の傷害	15万円
6等級	治療を要した期間が5月を越え、かつ入院21日以上を含む実治療75日以上の上の傷害	12万円
7等級	治療を要した期間が4月を越え、かつ入院14日以上を含む実治療60日以上の上の傷害	10万円
8等級	治療を要した期間が3月を越え、かつ入院7日以上を含む実治療45日以上の上の傷害	8万円
9等級	治療を要した期間が2月を越え、かつ入院通院の実治療30日以上の上の傷害	6万円
10等級	治療を要した期間が1月を越え、かつ入院通院の実治療15日以上の上の傷害	4万円
11等級	入院通院の実治療7日以上の上の傷害	2万円
葬祭費	交通災害で死亡した会員の遺族がいない場合、葬祭執行者に支給(支給制限に該当する場合10万円)	60万円 以内
死亡弔慰金	会員が支給制限に該当して死亡したとき	10万円 (新設)

交通災害共済の見舞金を増額 年500円の掛け金で最高120万円

「一日1円(年三五〇円)の掛け金で大きな保障」として、県民の多くに加入していただいている新潟県交通災害共済は、交通災害件数および見舞金支給の増加に伴い共済内容を見直し、平成六年度より掛け金(会費)・見舞金支給額を改定することになりました。

この交通災害共済は、みなさんが交通災害に遭われた場合に共済見舞金等を支給する事業として、県内一二市町村が共同で運営しています。

この交通災害共済は、みなさんが交通災害に遭われた場合に共済見舞金等を支給する事業として、県内一二市町村が共同で運営しています。

この交通災害共済は、みなさんが交通災害に遭われた場合に共済見舞金等を支給する事業として、県内一二市町村が共同で運営しています。

この交通災害共済は、みなさんが交通災害に遭われた場合に共済見舞金等を支給する事業として、県内一二市町村が共同で運営しています。

この交通災害共済は、みなさんが交通災害に遭われた場合に共済見舞金等を支給する事業として、県内一二市町村が共同で運営しています。

この交通災害共済は、みなさんが交通災害に遭われた場合に共済見舞金等を支給する事業として、県内一二市町村が共同で運営しています。

会費の改定

この交通災害共済は、みなさんが交通災害に遭われた場合に共済見舞金等を支給する事業として、県内一二市町村が共同で運営しています。

この交通災害共済は、みなさんが交通災害に遭われた場合に共済見舞金等を支給する事業として、県内一二市町村が共同で運営しています。

この交通災害共済は、みなさんが交通災害に遭われた場合に共済見舞金等を支給する事業として、県内一二市町村が共同で運営しています。

見舞金の改定

この交通災害共済は、みなさんが交通災害に遭われた場合に共済見舞金等を支給する事業として、県内一二市町村が共同で運営しています。

この交通災害共済は、みなさんが交通災害に遭われた場合に共済見舞金等を支給する事業として、県内一二市町村が共同で運営しています。

この交通災害共済は、みなさんが交通災害に遭われた場合に共済見舞金等を支給する事業として、県内一二市町村が共同で運営しています。

加入の方法

この交通災害共済は、みなさんが交通災害に遭われた場合に共済見舞金等を支給する事業として、県内一二市町村が共同で運営しています。

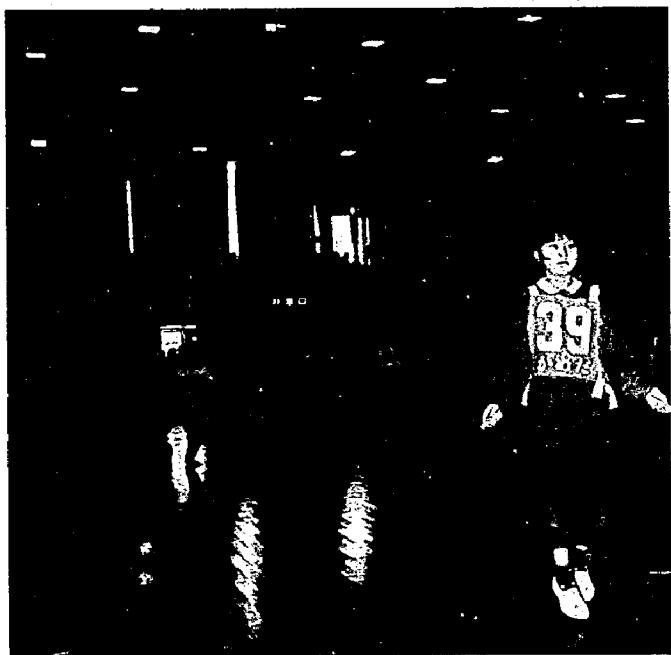
この交通災害共済は、みなさんが交通災害に遭われた場合に共済見舞金等を支給する事業として、県内一二市町村が共同で運営しています。

この交通災害共済は、みなさんが交通災害に遭われた場合に共済見舞金等を支給する事業として、県内一二市町村が共同で運営しています。



個人のなわとびとグループの長なわとびの2種目 なわとびチャンピオン大会

2月6日(日) 長なわとびは1月28日まで、個人は当日受付



寒い冬は室内に閉じこもりがちで、どうしても運動不足になります。なわとびチャンピオン大会をめざし、思いきり体を動かし、運動不足の解消、心身をリフレッシュさせませんか。

今大会では、個人で時間を競う競技に加え、長いなわを使いグループで跳ぶ回数を競う長なわとびも実施します。

■と き：二月六日(日)
長なわとびは午前九時十五分まで、個人なわとびは午前九時三十分～十時十五分まで受付

■と ころ：町民会館大ホール

ル

■参加資格：亀田町在住・在職の人(長なわとびは小学生以上)

■クラス：個人競技は幼児の部、小学生低学年の部(一～三年生)、同高学年の部(四～六年生)、お母さんの部、一般の部(中学生以上)の五クラスに分けます

■競技方法

- ・長なわとび：まわす人二人、跳ぶ人十人で連続何回跳び続けられるかを競います(一〇mのトビナワを用意してありますが、持ち込みも可)

町の入札指名参加願 新規分を2月から受付

— 建設工事・物品納入 —

町が発注する土木・建築・その他工事、または物品納入の指名(入札)参加を希望し、平成5年度に参加願を申請していない人(法人を含む)、あるいは業種等の追加や変更のある場合は申請が必要です。該当する業者は、期限内に添付書類をそろえて、役場総務課に申請してください。

■提出書類…工事関係・物品関係とも、県の定める様式に準じます。(町内の業者は、町税の納税証明書を添付してください)

■有効期間…物品関係は平成6年度・7年度の2年間有効、工事関係は平成6年度の1年間有効(平成5年度申請者は物品3年間、工事2年間)

■受付期間…2月1日から3月31日まで、役場総務課で受付

※詳しくは、役場総務課へお問い合わせください。☎381-2111 内線 224

赤い羽根 共同募金は、昨年十月一日から十二月三十一日まで、共同募金が行われました。亀田町では、町民のみならずからたくさんの善意が寄せられ、赤い羽根・歳末助け合いの募金を合わせると総額で四七四万五、一五〇円に。この募金は、県共同募金会および亀田町社会福祉協議会を通じて

じ、恵まれない方々のために使わせていただきます。ご協力ありがとうございます。

- 赤い羽根共同募金 三九〇万八、二七四円
- 戸別募金 三二二万四、三五〇円
- 学校募金 一六万一、二四一円

- 法人募金 五十四万八、〇〇〇円
- その他 七万四、六八三元
- 歳末助け合い募金 八三万六、八七六円
- 戸別募金 八三万四、九六二円
- その他 一、九一四円



赤い羽根 共同募金は 総額四七四万円

個人：各クラスとも一定のリズムでどれだけ長く跳び続けられるかを競います(トビナワは各自で用意ください)

■申し込み：個人なわとびは、当日会場で受付します。長なわとびは、一月二十八日(日)までに社会教育課または公民館、イン

クラススポーツ店、ササキスポーツ店で、所定の用紙で申し込んでください

■問い合わせ：社会教育課 ☎三八一―二二―一 釧路

◆加藤健一さん)から、福祉事業に役立ててほしいとご寄付いただきました。

◆新潟地域農業共済組合より、十月二十四日に行ったチャリティーバザーの売上金を、福祉事業に役立てて

■申し込み：個人なわとびは、当日会場で受付します。長なわとびは、一月二十八日(日)までに社会教育課または公民館、イン

クラススポーツ店、ササキスポーツ店で、所定の用紙で申し込んでください

■問い合わせ：社会教育課 ☎三八一―二二―一 釧路

20歳になれば学生も 国民年金に当然加入

一月十五日は成人の日です。成人になることは、大人として認められるとともに、社会におけるいろいろな権利・義務が生じてきます。例えば選挙や結婚、飲酒・喫煙などの権利、また大人としての責任を負う義務。そして権利であり義務でもあるのが、国民年金への加入です。

国民年金は、国民年金のほかに、厚生年金や共済年金などがあり、すでに働いている方の中には、これらの年金に加入している人もいます。公的年金は、すべて国民年金が基礎になっていますから、同時に国民年金にも加入していることになり、それ以外の二十歳から六十歳までの人は、国民年金に加入しなければ

なりません。もちろん、二十歳の方には学生の人も多いでしょうが、例えば収入のない学生といえども、当然加入となり、保険料の納入は、保護者の義務となります。(所得による免除制度もあります)

今年、二十歳の誕生日を迎えるみなさん、国民年金に加入して、社会人としての第一歩を踏み出しましょう。

※満二十歳になると、役場から国民年金についての連絡があります。詳しくは、役場住民課・国民年金係にお尋ねください。

主任児童委員を委嘱 児童福祉推進へ設置

出生率の継続的な低下などに伴い、「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっています。

その中で県では、これまでの児童委員(民生委員が兼務)の活動をバックアップし、子育て相談など、地域における児童や家庭の福祉を推進する人材として、本年一月一日付けで主任児童委員を設置しました。

亀田町では、次の三人の方を委嘱されました。

- ・井上和子さん(新明町二―一五―一七)
- ・三三八―一六〇七六 高橋智子さん(西町四―六一六)
- ・三三八―一五四四七 椎谷浩さん(水道町一―二一五〇)

お子さんの問題や児童の



▲左から井上さん、高橋さん、椎谷さん

なりません。もちろん、二十歳の方には学生の人も多いでしょうが、例えば収入のない学生といえども、当然加入となり、保険料の納入は、保護者の義務となります。(所得による免除制度もあります)

健全育成活動などについて、身近な児童委員や主任児童委員にお気軽にご相談ください。

お問い合わせは、役場民生課へ。

善意のご寄付に感謝します

◆故・栗田ミ子さんのご遺族、栗田忠太郎さん(東本町一)より、福祉事業に役立ててほしいとご寄付いただきました。

◆さる十月十日、町民会館において十周年記念民謡民舞交歓発表会(代表・長谷川マツイさん)が開催され、参加されたみなさんより福祉事業に役立ててほしいとご寄付いただきました。

ほしいとご寄付いただきました。

◆今泉キヨノさん(早通)より、福祉事業に役立ててほしいとご寄付いただきました。

税務相談所を開設します

関東信越国税局では、次のように税務相談所を開設します。

■開設日：二月九日(水) 午前十時～午後三時

■会場：役場一階相談室

■担当：小柳洋一相談官

相続登記はお済みですか？

新潟県司法書士会では、一月の一月月間を「相続登記はお済みですか月間」として、無料相談を実施しています。

親がなくなり、土地や家屋などを相続しても、登記はつい忘れがちです。相続登記はいつまでにしなければならぬとの定めはありますが、時間が経過すると相続人が増えて死亡したりして相続関係が増えたり、また書類の取り揃えやその他で複雑になりがちです。

一月中は、相続に関しての無料相談を行っていますので、最寄りの司法書士事務所、または毎週水曜日の午後一時三十分～四時に新潟県司法書士会館(新潟市古町通十三番町)でお気軽にご相談ください。詳しくは、新潟県司法書士会へ。 ☎二二八―一五八九

確定申告は2月16日～3月15日 日程を次号の広報紙面に掲載

確定申告の時期が近づいてきました。納税相談の日程は次号の広報に掲載し、別刷りのチラシは配布しませんので、広報をご覧のうえ、指定の日時・会場へお越しください。

早く見つけて正しい手当を

心の健康相談

2月2日

最近、大人にも子どもにも「心の病氣」が増えていきます。わたしたちは身体は健康には気をつけていますが、心の健康にはあまり注意していないようです。

「心の病氣」も身体と同じく、早く見つけて正しい手当をすれば治ります。しかし、放っておくと手当てがむずかしく、治りにくくなっています。

町では心の病氣を防ぐために、専門家による相談日を設けます。次のような症状のある方、あるいは家族の方は、ぜひご相談ください。

- 自分の性格について悩んだり、最近まわりの人と思うように交際ができなくなつた方
- 気持ちが落ち着かずいつもイライラしたり、気持ち

が沈んだり、少しのことで不安を感じ、日常生活にさしかかえのある方

- 心配ごとのため食欲がなくなり、夜もよく眠れない方
- 性格や行動に異常があったり、夜尿、知恵づきの遅い子ども、または登校を拒否する子ども
- 痴呆老人を抱えて困っている方
- 酒害相談
- 障害者の入院・通院治療についての相談
- その他、精神衛生についての相談

【心の健康相談】
とき：二月二日(木) 午後一時から二時三十分まで
ところ：保健センター
担当者：精神科専門医、精神衛生相談員、酒害相談員



悩んでいるだけでは解決しません

※相談は無料で、秘密は厳守します。

カトリック幼稚園の第二次募集

亀田カトリック幼稚園では、平成六年度入園児の二次募集を次のとおり行います。定員になり次第、締め切らせていただきますので、



入園希望の方は、早めにご続きをお願いします。

- 定員：一七五人
- 募集人員：一〇人(四月二日現在で満三歳以上)
- 申し込み：入園申込書(幼稚園にあります)に検定料五千円を添えて、一月十七日(月)二十九日(木)までに申し込んでください。

●入園の決定と通知：受付順に日時の案内に従って面接のうえ、即日入園手続きをしていただきます。※登降園には通園バスの利用、また所得に応じて保護

国の教育ローンを相談会を開催

国民金融公庫では、大学・短大・専門学校・高校・各種学校に進学または在学中のお子さんのため、低利の教育ローンの融資を行っています。相談会を次のよう

●とき：一月二十日(木) 国民金融公庫では、大学・短大・専門学校・高校・各種学校に進学または在学中のお子さんのため、低利の教育ローンの融資を行っています。相談会を次のよう

午前十時～午後四時
ところ：亀田商工会議所(新明町二)
持参するもの：当日は、その場で申し込み手続きができますので、①印鑑、②住民票(写し・家族全員のもの)または健康保険証、③収入のわかるもの(源泉徴収票または確定申告書)、④在学資金の場合は授業料納付通知書・在学証明など、をご用意ください。

※詳しくは、亀田商工会議所(☎三八一五一一)までお問い合わせください。

告知板

行政相談 2月1日 午前9時～正午

心配ごと相談所 毎火曜日

犬・猫の引取り 2月3日

時間 午前8時30分～9時

手数料 1頭(子犬・子猫は10頭) 1、400円

事情により飼えなくなった犬(大型犬を除く)・猫の引取りを希望する人は、前日までに保健課へ連絡してください

故 人 世帯主 住所 区

姓	名	住所	区
黒井	マイ(68)	忠治 東船場二	1
小倉	勝平(64)	本人 本町二	6
細川	甚作(66)	本人 元町二	20
石本	トシ(66)	利夫 新明町四	26
小形	ハル(73)	本人 砂崩	35
酒井	正七郎(75)	本人 所島二	37
芳賀	キヨノ(66)	喜字也 早通	43
諸橋	美江(62)	重郎 新明町三	48
土屋	年一(61)	本人 中島一	51
池田	ヨシ(77)	宮崎晴男 諏訪一	54
大井	喜馨子(84)	小林幹雄 諏訪一	54
高橋	チヨノ(77)	大橋義男 五月町三	55
富樫	倫子(66)	禧八 中島三	59
笠原	キヨ(71)	正敏 中島四	59

住民の動き

ごめいふく

(12月後半届出)